

平成 31 年 2 月 14 日
第 3 回教育委員会定例会資料
教育部生涯学習推進センター

立川市林間施設 八ヶ岳山荘臨時休館日について

平成 31 年 3 月 12 日（火）から 14 日（木）の 3 日間につきまして、立川市林間施設条例第 4 条の 2 及び第 4 条の 2 の 2 の規定に基づき、下記のとおり臨時休館日を設定いたします。

記

1 臨時休館日

平成 31 年 3 月 12 日（火）から 14 日（木）の 3 日間

2 対象施設

立川市林間施設 八ヶ岳山荘

3 理 由

八ヶ岳山荘に設置されている男女両方の大浴場について、経年劣化による浴槽タイルの目地の痛みがあり、そのため浴槽の水が洗い場へしみ出していることから、タイル目地の補修が必要となりました。

補修の間は、男女両方の大浴場の使用ができないため、この間を臨時休館とさせていただきますというものです。

補修日程については、3 日間を要することから、現段階の予約状況から連続して予約の入っていない 3 日間とし、また、その期間で施工業者の手配が可能であることから、この日程を設定いたしました。

4 施 工

施工費用については、指定管理者より 383,400 円の見積額が提示されたことから、指定管理者の修繕対応の範囲であることが確認できたため、指定管理者が業者を手配して施工することといたしました。

5 市民への周知

市ホームページからリンクで当該施設の予約状況が確認できる指定管理者のホームページが表示されるため、現在、この 3 日間の予約を不可として表示しております。

本日の教育委員会定例会での承認をいただきましたら、理由などの説明を付記して、臨時休館日としての表記に変更いたします。

また、2 月 25 日号の市広報に臨時休館する旨を掲載いたします。

このほか、八ヶ岳山荘の電話受付においても丁寧な対応をいたします。